
令和7年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和7年9月9日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和7年9月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中寫二佐予君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	権藤 英樹君	副市長	吉村 祥一君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
建設課長	雨郡 智也君	都市整備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			柳原由美子君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			森山 益資君
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めましておはようございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議員、執行部の皆さんにはタブレットに、傍聴者の皆さんには配付をされていると思います。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可いたします。5番、組坂議員の発言を許可します。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 皆さんおはようございます。5番議員の組坂です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は、市民の安全・安心の観点から、大雨災害に対する浸水対策、それから、熱中症対策について質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、今年も全国各地で記録的な大雨により、多くの地域で甚大な浸水被害が生じました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

本市においても近年、線状降水帯を伴う大雨が頻発し、市内の各所で床上・床下浸水が繰り返して発生しています。市民の皆さんからは、今年もまた浸水するのではないかという不安の声が多

く寄せられておりましたところ、8月10日からの大雨で住宅における床上・床下浸水をはじめ、農作物、それから農業施設被害など、今年もまた大雨による多くの被害が発生しております。

市民の生命、財産を守るためには、事前の予防対策を一層強化する必要があると考えております。

そこで、大雨災害に対する浸水対策について質問をさせていただきたいと思っております。

(1) がうきは市において、過去5年間の間に発生した住宅における浸水被害の件数を伺います。また、被害が多かった地域について、地形・排水状況についてどのように分析し、整理を行っているのかを伺います。

(2) 現在、市として把握されている浸水リスクの高い小河川や農業用水路の位置や数はどの程度あるのか伺います。また、過去の浸水事例を踏まえた優先順位づけによる護岸補強、水路断面の拡幅工事などハード面の整備計画はあるのか伺います。

(3) 河川改修等のハード面の整備については、莫大な予算と長い期間を要することから、浸水地域への止水板等の設置補助制度、こちらの導入について、効果的な対策であると考えておりますが、市の見解を伺いたいと思っております。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長(江藤 芳光君) 権藤市長、答弁。

○市長(権藤 英樹君) おはようございます。

ただいま大雨災害に対する浸水対策について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の過去5年間に発生した住宅への浸水被害の件数、被害が多かった地域について、地形・排水状況の分析、整理についての御質問でございます。

住宅への浸水被害については、令和2年度においては床上浸水が2棟、床下浸水が8棟でございます。

令和3年度におきましては床下浸水が1棟でございます。

令和4年度は床上浸水が1棟でございます。

令和5年度——2年前になりますが——は皆様御承知のとおり、筑後吉井地区を中心に大きな被害を受けましたので、令和5年度につきましては床上浸水が91棟、床下浸水が417棟の届出があったところでございます。

昨年度、令和6年度は床下浸水が20棟の住宅が浸水被害に見舞われているところでございます。

今年度も、先ほど議員からお話がありましたとおり8月10日の豪雨によりまして、現在のところ、床上浸水1棟、床下浸水19棟の被害の報告を受けているところでございます。

地形的に低く、近くに河川等があり、長雨や急激な豪雨により増水した水の影響を受けやすい

地域において被害が多く発生しているものと認識をしております。

2点目が、浸水リスクの高い小河川や農業用水路の数や位置はどの程度あるのか、また、過去の浸水事例を踏まえた優先順位づけによるハード面の河川整備計画はあるかとの御質問でございますが、小河川や農業用水路の浸水のこれまでの実績でございますが、これについては、おおむね把握ができています。しかし、下流の筑後川や巨瀬川の状況により、逆流防止のため、やむを得ず水門を閉めることで発生をする内水氾濫等が起きる場合もございます、浸水リスクの高い小河川や農業用水路の数や位置を前もって正確に把握をするのは困難な状況であると考えております。

しかしながら、令和5年7月豪雨や今年8月の豪雨のように、1時間に100ミリを超えるような集中豪雨が発生した場合、把握しているものに限らず、市内の多くの河川で浸水をする可能性がある。要は降った雨を流し切れない可能性があるというふうに考えているところでございます。

また、過去の浸水事例を踏まえた優先順位づけによる護岸補強、水路断面の拡幅工事などのハード面の整備はあるかとの御質問でございますが、現状で市が管理をします市営河川において、そういった具体的な計画はございませんが、令和5年7月豪雨により甚大な被害が出たことを受けて、国、福岡県、そして市が連携をして治水対策を現在推進しているところでございます。

この筑後川水系巨瀬川流域緊急治水プロジェクトでございますが、これでは、うきは市のみならず、巨瀬川流域全体、お隣の田主丸町も含めて、河道の掘削でありますとか築堤、樋門・樋管の整備、橋梁の改築、砂防堰堤の整備など取組を既に実施しており、特に直近では、今後、この流域において2か所の大規模な調整池の整備計画が進められているところでございます。

これらの取組は、再度、同規模の雨が降ったとしても床上浸水が発生しないことを目標として整備が進められているところでもございます。

今後、これらの大規模な整備の進捗状況と整備効果を見極めた上で、市営河川における個別の整備計画については、策定を含め対策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

3点目の浸水地域への止水板等の設置補助制度導入についての御質問でございます。

現在、市では住宅等の浸水対策の一つとして、消防団の協力の下、出水期前時点で約3,000個の土のうを用意し、希望者へ土のうを配布しており、各自の設置で止水対策をしていただいているという現状でございます。

近年、地域での防災講習会や防災訓練などの開催も盛んになり、防災意識の高まりから、地域自ら土のうを作成し、防災対策をしていただく事例も増えてきていると認識をしております。また、自治協議会主体で土のうを作成し、自治協議会内の各集落で保管をしている地域もございま

す。

一方で、高齢化が進む中、豪雨前に土のうを設置することが負担になっている方もいらっしゃいますし、頻繁に浸水しやすい地域では、度重なる土のうの設置や撤去の作業が重い負担になっている方もいらっしゃいます。そのようなところについては、止水板等の設置も有効であると考えているところがございます。他の自治体の事例を参考にしながら、支援の内容や効果、制度に必要な財源の創出等を検証し、本市として、今後対策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。あまり多く回答があったので。

まず再質問ということで、うきは市民の命を守るための行動の手引書ということで、うきは市総合防災マップというのがございます。この中にハザードマップ、これは洪水・浸水想定地域というのが示されております。うきは市の平野部はほとんどピンク色になっております。これは何の基準に基づいて示されているのかちょっと教えていただきたいと。分かるならで構いませんけど、お願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） おはようございます。建設課長をしています雨郡です。

ハザードマップですが、国や県のほうから指定されたものでございまして、その中で、一部の地域で破堤した場合とか、そういったところに浸かるエリアを予想したものでございます。よろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。唐突な質問で申し訳ございませんけど、各世帯に配られている浸水が想定される区域、全部なんですよ。というのが実態である。だから、ならうきは市が全部大雨で浸水するかというと、それはまた違う。想定、これは国、県がある一定の量が降ったときに、筑後川とか、巨瀬川とか、隈上川とか、大きな河川ですね、これから破綻するとか、越水する想定ぐらいの雨が降ったときに、こういったうきは市全域が浸水するおそれがあるというのを国、県が示した想定地図だと思っております。

それで、もうこげんなったなら、誰でんしゃあなかろうもんとなると思うんですけど、この大雨による浸水被害というのは全ての住宅に浸水が及ぶものではございませんが、こういった洪水・浸水想定区域で被害というのが発生していると思います。そしたら、市内の浸水常襲地域をどう捉えているか、そのところを御説明していただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 今、浸水が起こりやすい地域ということでの御質問だと思いますが、1回目の答弁で申し上げた部分でございます。地形的に低く、近くに河川等があり、長雨や特に最近多いのが急激な豪雨、先ほども申し上げましたように川に流れ切れない量の雨が短時間に降るというような形で、増水した水の影響を受けやすい地域が被害が多発しているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。市長のおっしゃるとおりだろうと思います。

大雨のとき、私もうきは市内——うきは市内って、私は吉井出身ですので、浮羽の山のところまでは確認に行きませんが、大体道路冠水とか、住宅が浸水するおそれがあるところというのは決まっておるといふか、私の住んでいるところだと上吉井地区、あるいは大村、三角、そして、吉井のほうでは川前、福益団地の南側のところですね。それから、東校の東側のところ、それから、浮羽究真館のところ、そういったところというのは必ず大雨警報が出て、ある一定降るとまず道路冠水します。それが、大雨が続くと床下浸水、床上浸水までつながっていくと。

担当所管のほうは、ある程度そういった場所というのは、あるいは地元の消防団も押さえられていると思います。そういったところというのを市民は知っておくべきかなと思って、ほとんどこの防災マップじゃ全部が沈む、浸水のおそれがあるように示されているので、そういった情報というのは市民にとって必要なのかなという感じがします。

今回、この防災マップに新たに令和5年度にここが浸水したんですよという地図が付け加えられております。こういったところが大雨になると浸水する地域であるという可能性が高いというのを、多分、担当所管のほうは押さえられていると思いますが、私は市民のほうに知っておいただきたい。そして、避難行動に進むというのが大事だろうと思っております。

そういった観点から、防災マップを最初に質問させていただいたわけですが、次に最初の御答弁で市長のほうで筑後川水系の巨瀬川流域緊急治水プロジェクト、これは令和5年の大雨水害によって、令和6年から令和10年まで、国、県、それからうきは市、久留米市が連携で、この巨瀬川流域の治水プロジェクトということで今進んでいると。

私が言いたいのは、この巨瀬川流域以外も含まれているんですよ、浸水地域に。要は美津留川とか災除川、この巨瀬川緊急治水プロジェクト、これにありましては巨瀬川の南側の河川、県の河川等の補修工事は巨瀬川を入れて入っていますけど、調べてみましたら、災除川は巨瀬川に入っているのか、途中で新川に合流して、高橋の水門のところではなっていますが、それからまだ西に進んでいます。これというのはゼンリン地図で見ても、巨瀬川にはつながっているかどうかよく分からない。

それから、美津留川は当然巨瀬川より北側でございますので、江南地区の浸水、こういったのは十分危険性がある。そういった中で、巨瀬川治水対策プロジェクトを見極めた上で治水対策を考えるというのは、私はできるところは検討していただきたいと。今合わせたところで、今すぐ補修をせれやら言うたっちゃ、そういったのは莫大なお金もかかりますから難しいと思いますけど、同時にこれはどげんやったなら治水がよくなるのかというのは検討すべきだろうと考えますが、市長どう思われますでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 詳細の補足があれば、この後建設課長にも答弁をさせますが、私の所感として申し述べれば、今日、組坂議員から御指摘いただいていることはおっしゃるとおりだと思いますし、十分理解ができることだと思っております。

今、議員から御指摘をいただいたとおり、筑後川水系のこの巨瀬川流域緊急治水プロジェクトは、巨瀬川から南側が中心となっているということは地形上しょうがないことだと思っております。

巨瀬川は少し特殊な川でして、大体普通の川というのは、山からずっと流れてきて、支川が少しずつ入ってはくるんですが、ほとんど平地の支川ですので、大した水量が入らずに、少しずつ川が大きくなって、最後、海やそれよりも大きな川に注ぐというような流れになっているんですが、この巨瀬川に関しては、妹川のほうから出てきて、筑後川に注ぐまでの間に支川がほとんど山から下ってくる川ですので、水量も多いというような部分で、どんどんどん下流に行くにつれて水が増えてきますので、田主丸町の中央橋あたりは毎回越水をしてしまうというような現状にあるというような川でございます。そこが、今5か年での緊急プロジェクトということになっておりますので、そういったところが第一ということで、今、様々な改修工事が進んでいるところでございます。

一方で、議員が御指摘をいただいている美津留川でありますとか災除川、こういったところも、特に災除川はまちの中を走っている小河川で、議員が御指摘のように、一旦高橋あたりで巨瀬川に抜ける水路もあるんですが、違う水系もあるということであります。

この災除川については2年前も越水というか、内水氾濫的な形で水があふれていますので、その際にも、町なかの部分を中心にたまっている土砂等を撤去したりとか、そういった緊急にでき得るような対策については対策を講じているところですが、御承知のとおり、町なかを走る河川ですので、これを、例えば、川幅を大きくするとか、仮に川底を少し深く掘るにしても重機を入れるのに、じゃ、どこから入れるのかというような部分、非常に悩ましい部分があります。これは河川のみならず、筑後吉井地区は昔の町並みでありますので、今、井戸水の問題とかもありませんが、新しく井戸を掘るのに、掘削する機械をなかなか入れられないとか、古い家のところには路地が狭過ぎてというようなところで、手掘りの井戸をまだお使いになられているようなお宅も

あるような形で、なかなか難しい部分があるというふうに思っております。

そういったところも含めて、まずはこの巨瀬川の流量が増える、そして、巨瀬川に逃げる水の量が増えることにひとつ期待をしているところでありますし、議員御指摘のように、それだけではということは当然でございますので、この災除川に関しても、そういった形で流量をしっかりと確保できるような、でき得る対策は取ってまいりたいと思っておりますし、美津留川に関しても、この巨瀬川と直接的に関わりはない部分もあるかもしれませんが、曲がりくねった川ですので、局所局所で越水とかの被害が出ていることは承知しておりますので、そういったところには個別個別で対策を打っていきたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。なかなか河川工事となると市単独でするやらというのが大変な事業になると思うんです。ですから、最初の市長答弁をいただいた折に、今後、止水板等も研究して設置を考えていくというようなお答えをいただいたんだろと思いません。私も今の財政でうきは市単独でできるやら毛頭思っておりません。できないなら何をするか。何もせんやったら、市民はまたか。またうちのところだけ、うちの地元ではもう4回か、5回か浸かったと言ってこられているところもございます。そういったところへの対策というのはやっぱり考えなければならない。

それで、先ほど市長のほうから止水板も検討するというので、これは私も調べましたところ、例えば、東京の杉並区は玄関に設置する止水板の購入費用3分の2を補助している。上限が10万円、あるいは名古屋市やお隣の久留米市、それから鹿児島市でも止水板設置費用を2分の1から3分の2、上限5万円から20万円の範囲内で補助する制度を設けております。

住宅浸水の大部分というのは、玄関あるいは出入口、こういったところの流入によって浸水が起きます。それを止水板の設置で相当防ぐことができると思われまして。設置費用は数万円から20万円程度で、住宅浸水の修繕を要する費用、これを考えると極めて費用対効果が高いやり方ではなかろうかと考えております。

全てうきは市にそれを適合するというのではなくて、うきは市として浸水常襲地域、こういったところに居住する世帯を対象に、こうした止水板設置補助制度、この導入というのは、被害の再発を未然に防ぐ取組としてぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。市長どうでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま浸水地域への止水板等の設置補助制度の導入について、再質問、御要望いただいたところでございます。

1回目の回答にもありましたように、必要性については感じているところでございますので、

今、議員から御指摘をいただきましたような浸水がよくある地域、特に令和5年と、あと今年の8月と2回大きな強い雨が降った場所が、ある程度見えてくると。1回の雨ではなかなかなんですが、2回同じような雨が降って同じような被害が出るということは、議員の言葉をお借りすれば、常襲的にそういう被害が起きるといふ地域になってくるのかなというところが見えてきましたので、そういった地域にまずは限ったところで、こうした止水板等を設置するに当たっての費用の助成というのは、制度設計も含めてしっかり検討していく必要があるものというふうに認識をしております。

一方で、先ほど議員からもお話をいただいたように、当然費用を要するもの、予算を伴うものでございます。全く新しく制度をつくるということは、新しい予算をしっかりと確保しないといけないというところがございますので、1回目の答弁にもありましたが、制度に必要な財源をどう創出していくのか、また、いろいろ議会のほうにもお諮りをしていきたいと思っておりますが、税収は限られております。そして、ふるさと納税等も浮き沈みがございまして、これを常習的な恒常財源として考えるのは非常に難しい部分があります。

特に、今そういった意味で私がこだわっているのは、これまでにない財源の創出というようなものを、民間の活力等も活用しながら創出できないか、そういったことを、これまで前市政では取り組んでこられなかったようなことについてしっかりと取り組んでいるところでございます。

議会の全員協議会にも少し頭出しで御相談申し上げているかもしれませんが、例えば、公共施設等に企業名等をつけて、その施設名を提供することで、広告料というか、お金をいただくような制度、そういったものも導入できないか検討しているところですし、そういったこれまでにない財源の確保によって、こういった新しい制度ができるものだというふうに認識をいたしておりますので、そういったことも工夫を重ねながら、ぜひこの止水板の制度についても、まずは今日、議員に御指摘をいただいたとおり、こういった地域にこういったことを早急に進めるべきかということを担当課とも検討しながら、そして、制度設計については今、様々な自治体の御紹介を賜りましたが、近隣では久留米市や飯塚市、那珂川市などがやっていることもしっかり調査をいたしておりますので、そういったところとあわせ見ながら、本市にはどの程度の制度がつけられるのかを検討してまいりたいと思います。

最後1点、悩ましいのが、うちのまちはこうした田舎まちでありますので、お住まいの住家が都会に比べて大きゅうございます。ということは、玄関が一つではなくて、勝手口があったり、もっと大きな家は勝手口のような入り口が多数あったり、あと大きな家は下に通気孔がたくさんあって、そこの床下浸水を防ぐための止水板もありますので、どこまでを補助するのかというような制度設計上の立てつけだと思いますが、これもなかなか先ほど御紹介いただいた都会部とは違う悩みがありますので、慎重な制度設計、せっかくつけたんだけれども、1か所しか防いでい

なかったから、勝手口から入ってきましたよじゃ意味がありませんので、そういった制度設計については、また議員の知恵もお借りしながら、詳細設計に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。確かにそのとおりだろうと思います。田舎の家というのは幾つも出入口、窓やら、下が開いているところやらあると思う。

質問通告書には書いていなかったんですけど、これとあわせて、僕はこういった危険地域に土のうステーションを設置すると。土のうと土のうで、板でばんと押さえてから入らんような応急的な、そういったのも合わせんと、市長がおっしゃるとおり、田舎の住宅を考慮すると、止水板だけで家中、周りをどうするかという問題が発生してくるんじゃないかなろうかと。

御提案、御検討いただきたいと思うのが、止水板の設置、補助制度の導入と合わせたところで、そういった危険地域にあつては土のうステーション、これは福岡市とか北九州市も幾つも設置されていると思いますけど、そういったのを設置することによって、市民自ら土のうを家のほうに持ってきて応急処置をするんだ、全て行政がやるんじゃないなくて、自助、共助、これを利用するために土のうステーションの設置というのも併せて検討いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 今、土のうステーションの御要望を賜りました。途中で御説明申し上げたと思いますが、出水期前に3,000個近く消防団の皆様の御協力をいただいて土のうを作っておりまして、吉井はこの市役所の敷地内に土のうステーションがありまして、浮羽町は旧浮羽町役場の横、三浦歯科さんの前ぐらいの駐車場のところに土のう置場を置いておりますので、御連絡をいただければ市役所職員立会いの下、そこから土のうを持って行っていただけるようにしておりますので、これが一つの土のうステーションなんですが、議員が御指摘になられているのは、その地域で近場にとということだと思っています。

これは先ほど1回目の説明で申し上げたように、特に山間部の自治協さんが熱心に取り組まれています。特に妹川の自治協さんは、皆さんで防災講習会をやった後に実際土のう作りをして、それぞれの行政区に土のうを持って帰って、行政区ごとの公民館とか施設等に土のうを準備している、まさに土のうステーションを自治協単位で、行政区単位でやられていますので、これがまさに議員がおっしゃる自助の部分になってくるのかなというふうな認識もございます。

山の地域は、常に大きな水が出たり、土砂崩れがあったりということで、災害に対して非常に警戒心を持って敏感になっている地域だと思っています。そういう気持ちこそが、こういった自助の活動力になると思っていますので、今これだけ今日議員が御指摘をいただいたように、この地域は浸水の可能性がいつあってもおかしくないという地域が多いのであれば、市民の皆様にもそう

いった意識を少しでもお持ちいただいて、醸成していただいて、備えるということに対しての市民の皆さんの意識向上、これについては市としてもしっかり情報啓発等で行っていきたいと思っておりますし、自治協の皆さん等のお力もお借りしながら、議員御提案の土のうステーションについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。市長から前向きなお答えをいただきましたので、こちらのほうは質問を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、熱中症対策、こちらのほうについて質問させていただきます。

9月に入っても連日猛暑が続く中、全国的に熱中症による救急搬送というのは相次いでおります。うきは市においても、特に高齢者や子供、障がいのある方を中心に健康被害のリスクが懸念されるところでございます。

気候変動の影響により夏の気温は年々上昇しており、熱中症はもはや防げる災害として各自治体が積極的に対策を講じるべき喫緊の課題だと考えております。

そこで、本市の熱中症対策について伺いたいと思います。

（1）本市における熱中症による救急搬送件数及び重症化事例の推移について、年齢別や発生場所等のデータがあれば御教示お願いしたいと思います。また、これらのことから、熱中症リスクの分析や現状の取組を伺いたいと思います。

（2）ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯に対する見守り、声かけ活動及び保育所、幼稚園、小・中学校における熱中症予防の教育や啓発活動をどのように行われているのか伺います。

（3）クーリングシェルターとしての役割を担う施設の設置状況と市民への周知状況について現状と課題を伺いたいと思います。

（4）熱中症警戒アラートや暑さ指数などの最新情報を市民にどのような手段で伝えているのか伺いたいと思います。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長、答弁。

○市長（榑藤 英樹君） ただいま熱中症対策について、大きく4点の御質問をいただきました。

まず1点目、それと2点目のうちのひとり暮らしの高齢者などに対する見守り・声かけ活動、保育所、幼稚園における熱中症予防の教育や啓発活動について、それと3点目と4点目につきまして私から答弁を申し上げ、2点目の小・中学校における熱中症予防の教育や啓発活動につきましては、私の後、教育長から答弁をさせます。

1点目の本市の熱中症による救急搬送件数、重症度、年齢別発生場所のデータの推移と熱中症リスクの分析、現状の取組についての御質問でございますが、久留米広域消防本部からの本市の

過去3年間の公表データによりますと、令和4年度の救急搬送件数は14件で、内訳は重症がゼロ、中等症が3件、軽症が11件、年齢別では18歳未満が5件、18歳以上65歳未満が4件、65歳以上が5件、発生場所は屋内が3件、屋外が11件でございました。

令和5年度の救急搬送件数は28件で、重症が1件、中等症が8件、軽症が19件で、年齢別では18歳未満が2件、18歳以上65歳未満が10件、65歳以上が16件ございまして、発生場所は屋内が10件、屋外が18件でございました。

令和6年度の救急搬送件数は44件ございまして、重症1件、中等症23件、軽症20件でございます。年齢別では18歳未満が3件、18歳以上65歳未満が8件、65歳以上が33件で、発生場所は屋内が20件、屋外が24件という内容でございました。

過去3年間の推移からは、救急搬送件数が毎年約1.5倍から2倍程度増加し、症状も中等症や重症の割合が増えていると分析をしております。特に高齢者の熱中症の割合が増加しており、昨年度は全体の75%となっております。また、屋内での発症が増え、屋外で活動する人だけでなく、屋内での対策が非常に重要であるというふうにも考えております。

一般的に高齢者の方は暑さを感じにくい、また体温調整が鈍る、また喉の渇きを感じにくくなるなどの熱中症になりやすい身体的特性がございます。この特性に加え、経済的な理由や慣習などから、夏の暑い日でもエアコンの使用を避ける方もいらっしゃいます。高齢者の方に対して適切にエアコンを使用するなど熱中症予防行動の呼びかけを行うことが肝要であると考えております。

高齢者の熱中症対策に係る取組として、先日も高木議員のお話の中で申し上げましたが、集いの場に参加される高齢者の方や、また高齢者を支援いただいている民生委員・児童委員の皆さんなどを対象に、エアコンの適切な使用や地域の見守り、声かけの重要性について講話などを行い、熱中症予防のチラシを配布するなどの啓発活動を実施しているところでございますし、そういった集いの場をクーリングシェルター、涼みどころとして活用いただくというようなことについて昨日もお話を申し上げたところでございます。

また、このほか市民の皆様に対して、市のホームページに熱中症予防のチラシの掲載や、防災行政無線での呼びかけ、また、うきは市公式LINEを定期的に発信し、熱中症予防行動の呼びかけを行っているところでもございます。

2点目が、ひとり暮らしの高齢者などに対する見守り・声かけ活動や、保育所、幼稚園における熱中症予防の教育や啓発活動についての御質問でございますが、高齢者への取組につきましては先ほども申し上げたとおりでございますが、特にひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、熱中症予防行動の呼びかけを行うことは重要であると考えております。民生委員・児童委員の皆さんには、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の見守りが必要な方について、定期

的な見守り活動を行っていただいております。その際に、熱中症の予防についての声かけであるとかチラシの配布を行っていただいているところでもございます。

保育所や認定こども園につきましては、子供たちが安心して過ごせる保育環境づくりのため、熱中症予防に取り組んでおります。小まめな水分補給、外遊びでは涼しい時間帯また短時間での実施を心がけております。また、水遊びでは日陰をつくるなど対策を講じているところでもございます。

あわせて、職員研修等を定期的に行い、知識を深めたり、園だよりや保健だより等を通じて園内だけでなく、家庭内での熱中症予防の対策や周知も行っているところでもございます。

今後も高齢者や子供たちが安全に過ごせるよう継続して熱中症予防対策を行ってまいりたいと考えております。

3点目が、クーリングシェルターの設置状況と市民への周知についての御質問ですが、設置状況については、昨日、高木亜希子議員からの一般質問でも御回答申し上げましたが、今年度市内2か所をクーリングシェルターに指定したところでもございます。

クーリングシェルターについては、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に開放することになっていますが、今のところ、熱中症特別警戒アラートは発表されておられません。

市民への周知については、広報誌やホームページへの記事の掲載、対象施設であるり色ふるさと館や、うきは市立図書館の入り口に張り紙やのぼり等を設置して周知を行っているところでもございます。

また、熱中症特別警戒アラートが発表されていない日であっても、熱中症予防を目的として、夏の暑い時期に一時的に暑さをしのいで涼しく過ごせる休憩所、涼みどころとして指定をする制度も国にはございます。この制度については、クーリングシェルターと同様に全国的に取り組まれておりまして、本市におきましても熱中症予防策として、クーリングシェルターに指定している2か所について同様の取組を行うことといたしております。

各施設の開館時間等の範囲ではありますが、市立図書館の利用者増につながっているような相乗効果も見込まれておりますので、今後の周知啓発活動へのさらなる取組が必要であると考えております。

4点目が熱中症警戒アラートや暑さ指数などの情報伝達手段についての御質問でございますが、発表状況については環境省のホームページ等で確認することが可能ですが、メール配信や環境省公式LINEアカウントからも情報を得ることが可能となっております。そのほか、テレビなど各種メディアやスマートフォンのお天気アプリなどでも情報発信がされているところでもございます。

近年、夏場は毎日のように熱中症警戒アラートが発表されておりますので、市からこの熱中症

警戒アラートについては、特別、毎回お知らせをするということは今のところ考えておりません。先ほど申しあげましたような熱中症予防のお知らせやホームページの掲載、定期的な防災行政無線の活用、市の公式LINEでの注意喚起等を行っているところでございます。

なお、熱中症特別警戒アラートが発表された場合には対応マニュアルを定めておりますので、そのマニュアルに従って関連する部署と連携して対応するとともに、防災行政無線や市のホームページ、公式LINEなどでも情報発信を行い、マニュアルに沿って行動を行うことといたしているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） おはようございます。

2点目の小・中学校における熱中症予防の教育や啓発活動についての御質問ですが、学校における熱中症予防につきましては、令和6年4月に環境省、文部科学省から出されました学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引や、令和7年5月に文部科学省から出されました学校教育活動等における熱中症事故の防止についてに基づき、教育委員会から校長会や学校訪問等で熱中症予防に対する注意喚起や熱中症と思われる症状が出たときの対処方法と周知、啓発、予防に努めております。

また、各学校においては、前日の暑さ指数の予報と、熱中症警戒アラートを毎日確認し、児童・生徒が目につく場所に表示をしております。

さらに、具体的対策といたしまして、授業や休み時間、登下校における小まめな休息と水分補給を、特に下校時には水筒を冷水機で補充するなど。中学校では、部活動の時間制限、状況による下校時刻の変更など。保護者に向けましては、児童・生徒の十分な睡眠や朝食の確保などの体調管理の徹底と水筒を必ず持たせていただくような依頼など、様々な形で熱中症対策に努めているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。熱中症対策にありましては、昨日、高木議員のほうから質問等がありましたので、その折に市長のほうで、私がやってほしいことを御答弁なされましたので、別に再質問はしないところではございますけど、それは何かというと、今回クーリングシェルター、これは国の指針に基づいて今年度2か所、るり色ふるさと館と図書館を利用していいですよということで7月の広報で上がったと思います。

ここで気になったのが、開放の基準というのが、先ほど市長も御答弁で言われたとおり特別警戒アラート、これを調べたんですよ。熱中症特別警戒アラートが発表されたら開放しますというのが広報誌のほうに開放の基準で7月に上がっております。まだ過去、日本のどこを調べても特別警戒アラートというのは発表されていないんですよ。ということは、シェルターをここに指定

しましたが、使うことがないんじゃないかという思いで今回質問をさせてもらったんですけど、昨日、涼みどころでも使いましょうよということで、それが一番大事なのかなという思いで、有事の際はシェルターとしても使いますけど、一般的には涼みどころでも使っていていいですよというお答えが昨日の答弁であったので、もう別に質問はせんでいいのかなというところでおります。

それと、あと一つ要望なんですけど、2か所、うきは市に熱中症患者がおらんなら、もうこげな質問はする必要ないんですけど、やっぱり気温が年々上がって行って熱中症患者も増えているという実情であれば、涼みどころが2か所というのは、それもそういった熱中症患者というのは高齢者が多いということでございますので、近くの自治協あたりにも御検討いただきたいというこの2つを考えておりましたけど、昨日も市長のほうから、自治協のほうともいろいろ協議して、できる範囲でそういったところも涼みどころとして検討していきたいというお答えをいただきましたので、今後、それを僕は市民のほうに分かっていただくのが大事じゃなかろうかと思っております。7月の広報でクーリングシェルターを設置しましたよだけじゃなくして、いやいや、ここは涼みどころでいつでん来てよかですよ。それで熱中症対策をしてくださいというのを市民向けに多く発信していただければ、どれだけクーリングシェルターというのを市民が周知しよったやろうか、分かっちゃったやろうかという思いがございまして、今回質問をさせてもらったところでございます。

ぜひ2か所のクーリングシェルター、涼みどころ、合わせたところで、お年寄りも近くに行けるようなところも御検討いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問は終わりたいと思ひます。

○議長（江藤 芳光君） これで5番、組坂公明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は10時15分から再開します。休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

それでは次に、本日最後の一般質問になります11番、佐藤湛陽議員の発言を許可いたします。

11番、佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 議長の許可を得ましたので、質問させていただきたいと思ひます。

それでは1番、住民健診の実施状況についてということでございますが、まずは、私はうきは

市の住民健診が今年の7月から11月までであるようになっております。これについて、私も過去何回か行って、いろいろ問題があつて、なかなかそのときはこのくらい大丈夫じゃろうということで、不整脈というのがもう行きたんびに不整脈が出てくるわけですよ。だから、不整脈が出てくるから、もうこのくらいだったら大丈夫じゃろうと思っていたら、あるとき、急に歩くとがふらふらで、人の話が聞き取りにくくなったから、ある施設に行って検査入院をしたところ、大動脈弁狭窄症ということを言われて、6月10日には大動脈弁狭窄症の置換手術を受けたわけでございます。そういうことで、自分の横着なところがかえって邪魔になったということでございます。

それでは、まずは1番から住民健診の実施状況についてということで質問をしたいと思います。

(1) 住民健診はいつ頃から開始されたのか。制度開始の背景や経験について伺う。

(2) 直近5年間の基本健康診査及び国保特定健診の受診率の推移について伺う。また、健診結果において健康上の問題が見つかった方に対して、保健指導や医療機関への受診勧奨など、具体的にどのような支援や対応を行っているのか、その実施状況について伺う。

(3) 住民健診を通じて、これまで市民から寄せられた意見、要望、苦情等について、市はどのように把握し、対応してきたのか。また、それらの声を受けて、健診の内容や実施体制などにおいて、どのような改善に取り組んできたのか伺う。

以上3点。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長、答弁。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま住民健診の実施状況について、大きく3点の御質問をいただきました。

御質問の前に、佐藤湛陽議員の6月に御病気で手術を受けられたお話、そして、それが住民健診で不整脈が見つかったから、そのままにしておいたら大変なことになったんだというような今お話をいただいたところで、議員御自身のこの経験に基づいて、御病気を経験された方の言葉にはやっぱり重みがあるなというふうに感じたところでございますし、私自身もこのような体型をしておりますので、よく街角に出ると「あんた、体調は大丈夫ね」と言われるんですが、健康診断上は今のところは少し太り過ぎだという以外は大丈夫でございますので、今の佐藤議員のお話を伺いながら、自分事と捉えて健診の重要性、また早期発見、早期治療の重要性について、改めて意義深く考えさせられたところでございます。

そうした思いも持って、また御自愛いただいて、御活躍いただければというふうに思っているところでございますが、そういった思いも含めまして、3点について御回答申し上げます。

1点目が、住民健診の制度が始まった背景や経過について御質問をいただきました。

住民健診の制度は、昭和38年に施行されました老人福祉法という法律まで遡ります。この法

律により、65歳以上の高齢者を対象に、疾病の早期発見及び早期治療の観点から、老人健康診査として施行されたことが始まりとなっております。その後は、昭和58年に老人保健法が施行されまして、対象者が40歳以上に拡大をされました。

またそのときに、健康手帳の交付でありますとか、健康教育、健康相談、また健康診査、機能訓練、訪問指導など、包括的な保健サービスが制度として整備されたのがこのタイミングでございます。

さらに、平成15年まで飛びますが、平成15年に施行されました健康増進法におきまして、国民一人一人が生涯にわたり、自主的に健康の増進に取り組めるよう、健康診査の実施等に関する国の指針が定められ、より一層住民の健康づくりに資する施策の推進が行われているところでございます。

本市におきましても、こうした国の制度に基づき、合併前の旧浮羽町、旧吉井町時代から住民健診を実施しており、市民の健康保持・増進に取り組んできたところでございます。

2点目が、直近5年間の基本健康診査及び特定健診の受診率の推移、また保健指導や医療機関への受診勧奨の実施状況についての御質問でございました。

まず、直近5年間における基本健康診査及びうきは市国民健康保険の特定健康診査、いわゆる基本健診と特定健診の受診率の推移でございますが、令和2年度は基本健診の受診率が9.4%、特定健診が36.2%でございました。

令和3年度は基本健診は前年度と同率で9.4%、特定健診は36.4%と微増いたしました。

続く令和4年度には基本健診が10.1%、特定健診が38.8%と、いずれもこの5年間で最も高い受診率を記録したのが令和4年度でございます。

一方で、令和5年度には事前予約制の導入が影響しているものと思われませんが、基本健診が8.2%、特定健診が35.0%となりまして、いずれも受診率が若干低下をしたところでございます。

昨年度、令和6年度につきましては、速報値ではございますが、基本健診が8.6%、特定健診が38.4%と報告をいただいております、ほぼ事前予約導入前の受診率ぐらいには回復をしてきたところでございます。

全体といたしましては、基本健診が10%前後、特定健診がおおむね30%台後半ぐらいでこの5年間は推移をしている状況でございます。

次に、健診の結果、健康上に問題が見つかった方への支援や対応でございますが、本市では健診の結果を踏まえて、必要な方には特定保健指導を行っているところでございます。これはメタボリックシンドロームのリスクが高い方などを対象に、保健師、管理栄養士、理学療法士など、様々な立場から個別での面談を通じて生活習慣の改善を支援する内容となっております。

冒頭申し上げましたが、私もこのような体型でございまして、特定保健指導のほうも受けておりまして、的確に食事ですとか、運動ですとか、そういったことについて保健課の担当の方から御指導いただいておりますので、あまり見た目は変わりませんが、しっかりと健康に留意をしているところでございます。

また、血圧や血糖、コレステロールなどの検査結果において異常が見られた方につきましては、医療機関への受診を勧奨するとともに、保健師等が面接や電話などによりフォローを行い、受診の確認や健康相談など、継続的にフォローを実施しているところでございます。こうした対応を通じて、健診での病気の早期発見、早期治療、市民の健康改善につながるよう取組を進めているところでございます。

3点目が、住民健診で市民から寄せられた御意見などの対応状況、またその声を受けて市が取り組んできた改善策について御質問をいただきました。

市といたしまして、住民健診を実施する中で、市民の皆様から寄せられる御意見や御要望、あるいは御指摘については、主に健診会場での声のほか、市役所へのお電話や窓口での御相談などを通じて日頃から把握しているところでございます。

寄せられている御意見の中には、受付や待ち時間をもう少し短くしてほしいといった運営面に関するもののほか、平日は仕事があつていけないので、休日にも受けられるようにしてほしいなどといった利便性に関する御要望も多くいただいているところでございます。また、検査項目をもう少し充実させてほしいといった内容面に関するお声もいただいております。

こうした声を受けまして、市では待ち時間の緩和や会場内の混雑の軽減を目的として、令和5年度から事前予約制を導入いたしております。これにより、受付のスムーズ化や会場運営の効率化が図られておりますが、一方で、予約が取りにくいといった御意見も一部ございまして、現在も改善に向けた工夫を継続しているところでございます。

また、より多くの方に受診いただけるよう、平日に加え、週末や祝日にも受診いただけるような日程を設定するなど、受診機会の拡充にも取り組んでいるところでございます。

さらに、女性の方が安心して受診していただけるよう、受診者だけでなく、医師も女性に限定をしたレディースデーを実施しており、多くの女性の方から御好評をいただいているところでもございます。

今後も市民の皆様の声を丁寧に受け止めながら、より受診しやすく満足度の高い健診体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 2回目の質問でございまして、特定健診の全体の受診率が依然として低いことに加え、特に40歳代、50歳代の受診率が顕著に低い状況が見られるが、市と

して、その要因はどのように分析しているのか伺う。また、受診勧奨に当たって、特に若年層の受診率の向上に向けて工夫している点や取り組んでいる施策があれば、あわせて伺う。

もう一点、健診結果に問題があった方へのフォローとして、保健指導は非常に重要だと考えるが、一方で、保健指導を受けることに抵抗や不安を感じ、ちゅうちょする方も一定数いるのではないかと想像する。

そこで、市としては、保健指導を実施する際に、対象者の心理的なハードルを下げることのできるような点に配慮しているか伺います。

以上2点。

○議長（江藤 芳光君） 市長、どうぞ。

○市長（権藤 英樹君） ただいま再質問で2点の御質問をいただきました。

1点目が特定健診の受診率の中で、とりわけ若年者の受診率低下の要因と受診勧奨に当たっての取組の状況について御質問をいただいたと思います。

議員が御指摘のとおり、本市において特定健診の受診率は依然として伸び悩んでおりまして、特に40代、50代の働き盛りの世代の受診率が低い傾向にあります。この背景には、仕事や家庭の多忙さに加え、健康に対する関心の低さでありますとか、特定健診の必要性が十分に認識されていないことなどが要因だと考えております。

こうした課題に対応するため、本市では受診のハードルを下げるための環境整備と動機づけの両面から取組を進めているところでございます。

具体的には、先ほども答弁で少し申し上げましたが、週末や祝日にも健診を実施する体制の整備を行っていますが、これに加えまして、小さなお子様を持つ保護者の方も安心して受診できるよう託児サービスを提供する日を設けるなどの取組を行っているところでございます。

また、今年度は特定健診受診者全員に対しまして、市の指定ゴミ袋やうきはアリーナの無料利用チケットを配布するなど、受診を促すために特典、インセンティブ、こういったものを導入しているところでもございます。

さらに、若い世代にも身近なツールであるLINEを活用して健診の案内を行うとともに、多忙な方でも柔軟に受診できるよう、浮羽医師会、また朝倉医師会管内の指定医療機関での個別健診も併せて勧奨しているところでございます。

今後も引き続き、多様な取組を通じて、議員が御指摘いただいているような若い世代を含めた幅広い世代の受診促進と、特定健診の受診率向上に尽力してまいりたいと考えております。

2点目が、保健指導を受ける際にどうしても不安になるのではないかとという御懸念と、その不安を取り除くためにどのような取組をしているかというような御質問だったと思いますが、議員が御指摘のとおり、健診の結果に基づく保健指導は、生活習慣の改善や将来的な疾病予防のため

の極めて重要な取組でございます。

一方で、議員が御指摘になられたように、対象となった方の中には、既にかかりつけのお医者さんに相談をしているんだという方であるとか、保健師からの連絡が多くて負担に感じるとおっしゃるような方、また、生活を急に変えるのは難しいというような御多忙な方もいらっしゃる、塩分やお酒なども完全に我慢はできないというような、様々な御意見や不満の声があるということも現場のほうから十分に伺っているところでございます。

こうした声を踏まえて、本市では保健指導に当たり、次のような点に特に配慮いたしております。まずは、対象者の意向を尊重して、既に医療機関で治療や相談を受けている場合には、その経過や対応状況を確認した上で、重複や負担のないような支援に取り組んでおります。何度も電話がかかってくるとか、何度も干渉されるというのがないような取組にしているところでございます。

また、保健師や管理栄養士、理学療法士による支援においては、すぐに生活を変える、今すぐこれをやってくださいというようなことを求めるのではなく、まず御本人の思いや、生活のリズムを丁寧にお伺いして、無理のない範囲でできることから一緒に考える対話型、伴走型の支援を重視しているところでございます。

先ほども私の例を申し上げましたが、私も急にいろんなことをやれと言われても難しいんですが、一番最初に勧められたのは朝、ラジオ体操をやりましょうかということで、それは毎朝今継続的に続けているところでございます。体が急につらなくなりましたので、非常に効果があるものだと思っております。

また、指導というより、日常の今申し上げたような工夫とか気づき、そういったものを促すようなサポートになるように、堅苦しさを避けた柔らかい声かけであるとか、あとは改善への、先ほどのような小さなヒントを伝えるというような取組にも心がけているというふうに伺っております。

今後も対象者一人一人の状況や思いに寄り添った丁寧な対応に心がけながら、保健指導への、議員が御指摘になられるような心理的なハードルを下げて、より前向きに健康づくりに取り組んでいただけるように支援を進めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 2番のがん検診の実施状況と分析について、（1）各種がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん等）の直近の5年間の受診率の状況について伺う。また、1次検診で要精密検査と判定された方で医療機関未受診者への対応や受診勧奨にどう取り組んでいるか伺う。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、答弁。

○市長（権藤 英樹君） ただいま2点目のがん検診の実施状況と分析について、各種がん検診の直近5年間の受診率の推移、また、要精密検査と判断された方への対応について御質問をいただきました。

初めに、各種がん検診の直近5年間の受診率の状況でございますが、本市では胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんなどの検診を実施いたしております。

受診率につきましては、年度や検診の種類によってばらつきがありますが、おおむね1割から3割に満たない範囲で推移をいたしておるところでございます。

なお、会社などにお勤めの方につきましては、事業所において実施される職域健診を受診されているケースが多く、市のがん検診の受診者にはこの方々は含まれていないといった状況でございます。

このため、本市の受診率には、こうした職域検診の受診状況が反映されておりませんので、実際のがん検診全体の受診率は、先ほど申し上げた統計上の数字よりも高い可能性があります。

次に、1次検診で要精密検査と判定された方への対応ですが、市では要精密検査となった方については、健診結果を通知する際に、医療機関での受診を勧める文書を同封するなど、個別に受診勧奨を行っているところでございます。

また、一定期間が経過をしても受診の確認が取れない場合には、再勧奨通知を送付するとともに、必要に応じて保健師などが電話連絡を差し上げ、丁寧なフォローを行っているところでもございます。その際には、体調や生活の御事情などもお伺いをしながら、医療機関への受診につながるよう、寄り添った対応を心がけているところでもございます。

がんの早期発見、早期治療のためには、健診の受診はもとより、精密検査の確実な受診が極めて重要であると認識をいたしております。

今後も受診率の向上を図るとともに、要精密検査と判定された方への確実な受診勧奨に引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤湛陽議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） がん検診において要精密検査となった方への対応について理解した。一方で、日本人の死亡原因の第1位はがんであり、生涯で2人に1人ががんになり、4人に1人ががんで亡くなると言われている。

こうした現状を踏まえると、早期発見、早期治療につなげることは、命を守るだけでなく、医療費の抑制や患者本人の身体的、精神的負担の軽減にもつながると考える。

そこで、市としてがん検診の受診促進をさらに強化していく必要があるのではないかと。市長の見解を伺う。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま再質問でがん検診の受診率の促進について御質問いただいたというふうに思います。

議員がおっしゃられるように、がんは日本人の死亡原因の第1位でございます。また、今お話しいただいたように、生涯で2人に1人ががんに罹患をして、4人に1人の割合ぐらいでがんで亡くなられているというふうにも言われております。

一方で、医療技術の進歩により、がんを早期に発見できれば、種類によっては80%から90%以上の高い確率で治療ができる、治療が可能というふうにも言われており、がん検診の受診は命を守るだけでなく、医療費の抑制や身体的、精神的負担の軽減にもつながる重要な取組であると認識をいたしております。

現在、本市では、集団検診を中心にがん検診を実施しており、個別検診については、現状実施をしていないところでございますが、今後、医療機関での受診機会の拡充についても、今回いただいた御意見を踏まえて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

また、さきにも述べましたように、働いている方々の多くは職場で健康診断を受けられる場合もございますが、その内容や実施状況、どういった職域での健診を受けているかということについて、市として把握することが、これは個人情報でございますので、なかなか困難でございます。実際にどの程度がん検診が行われているのか、市民全体でどれぐらいの人ががん検診を受けているかということについては不透明であるという課題もございます。

加えて、検診を受けてもがんが見つかるのが怖いというような方、また、まだ自分には関係ないと思っているような方、そういった受診への心理的な壁も依然としてあることから、市としてはがん検診の意義や早期発見によって、先ほど申し上げたように、80%から90%以上の確率で治るがんもあるというような事実をもっと丁寧に伝える努力が必要であるというふうに受け止めております。

今後も、誰もが受診しやすい体制、また、分かりやすく信頼される情報発信を通じて、がんの検診の受診促進に引き続き市としても力を入れてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 3番の市の見解と今後の対応について。

市として、現在の住民健診及び各種がん検診の実施状況について、どのように評価しており、どのような課題を認識しているのか伺う。また、受診率の向上や早期発見、早期治療の推進に向けて、市民に対し、今後どのような点を周知、啓発していく考えか伺う。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） ただいま3点目の市の健診事業に対する評価と課題、また受診率向上や病気の早期発見、治療に向けた市民への周知などについての御質問をいただきました。

本市では、市民の皆様がより受診しやすくなるよう様々な工夫を行っているところでございます。具体的には、集団健診会場において、特定健診などの基本的な健康診査とがん検診を同時に受診できる体制を整えているところでもございます。

また、先ほど申しあげました女性が安心して受診できるよう、レディースデーを設けていたり、小さなお子様がいる方への配慮として、託児サービスの提供を行うなどの具体的な取組を行いながら、健診を受けやすい体制をつくっているところでございます。

また、平日に受診が難しい働く世代にも対応できるよう、週末や祝日に健診を実施したり、予約制の導入によって、待ち時間の短縮でありますとか、混雑緩和を図るなど、受診環境の改善にも努めているところでございます。

しかしながら、現時点における特定健診の受診率は、最初の1回目の質問で申しあげましたように、令和6年度実績が特定健診で38.4%と。国が目標として掲げている60%にはまだまだ遠く及ばず、大きな課題であるというふうに認識をいたしております。

がん検診の受診率も、いずれの項目においても国の目標には届いておらず、検診の重要性に対する認知不足でありますとか、仕事や家庭の都合により受診の機会を逃しているといった方が多いことなどから、受診率向上の妨げになっているのではないかとというふうに考えているところでございます。

また、先ほども御説明申しあげましたが、会社などに勤務されている方の職域健診について、市としてその受診内容、受診結果状況等を正確に把握することが難しいため、市全体の受診状態の把握評価をする上でも非常に課題であるというふうに認識をしているところでもございます。

こうした現状と課題を踏まえて、市といたしましては、今後も引き続き受診しやすい環境の整備、新たな取組等も様々な現場と相談をしながら考えてまいりたいと思っておりますし、市民一人一人に対して、やはり今日、佐藤議員がこの一般質問に立っていただいていることが、まさに啓発にもつながるんじゃないかと思っています。

こうして、健診を受けて、病気を見つけてしっかり治療されたと、よかったというようなお声を一人でも多くの市民の皆さんに届けることも、このうきは市の今後の取組促進には非常に重要なことであるというふうに考えております。

そのほか、具体的には全戸配布の住民健診のパンフレットの送付でありますとか、対象者への個別勧奨の通知、また広報うきはや市のホームページ、公式LINEや防災行政無線、窓口でのチラシ配布など、様々なツールを使って、しっかりと今後も情報発信を行ってまいりたいというふうに考えております。

こうした取組を通じて、本日、議員からも様々ないただいた御意見等も踏まえながら、この受診率の向上、また、がんなどの早期発見、早期治療の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考

えております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 私自身、病気を経験したことにより、健診の重要性、いわゆる早期発見、早期治療の必要性を身をもって実感している。こうした経験を踏まえ、お尋ねするのが、市長として、市民一人一人の健康意識を高め、健診の受診促進や予防への関心を広げていくために何が必要であると考えているのか、市長の見解を伺う。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） 健康意識の醸成でありますとか、健診受診に向けての取組について、再度御質問いただいたというふうに思っています。

先ほども申し上げましたが、やはり議員が今回御経験をされたことに基づいての御質問、これを深く受け止めておりますし、先ほど申し上げましたように、何よりも市民の皆さんに対して、今回、議会を傍聴されている皆様、また動画配信等を通じてこの一般質問を御覧いただいている皆様方に対して、やはりこの機会を捉えて健診の重要性、また、できれば若い世代の方にもしっかりと基本健診、特定健診を受けていただきたいという旨がしっかりと伝わったこと、これが一番効果があることではないかというふうに思っておりますので、非常に今回のこの一般質問をありがたく思っているところでもございます。

また、この機会を通じて、こうして市の取組についても様々市民の皆さんに広くお伝えすることができましたので、その部分に対しても議員に感謝を申し上げたいというふうに思っているところでもございます。

まさに議員から御指摘をいただいたとおり、健診は病気の重症化を防ぎ、治療の選択肢を広げるだけでなく、生活の質を保ち、御本人、御家族の安心にもつながる大変重要な取組でございます。

一方で、議員の御指摘にもありましたように、まだ大丈夫、面倒だ、何ともないから検査するのが怖いというような理由から受診をためらう方がいらっしゃるのも事実で、こうした市民の皆さんの心理的ハードルを下げることが行政としても重要な役割であると考えております。

このため、本市では健診の意義、がんを初めとする多くの病気が早期に発見できれば治療が可能であることについて、できる限り分かりやすく丁寧に情報発信することを取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、再度になりますが、健診の受けやすい環境づくりも、これまで以上にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤議員。

○議員（11番 佐藤 湛陽君） 本当にいろいろとありがとうございます。

私もまだ言いたいことはたくさんあるけど、なかなかこの場では言えないところがありますけ

ど、今後とも自分なりに体に気をつけながら、議会のほうに一生懸命邁進していきたいと思いま
す。よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで11番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

.....

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

連絡いたします。明日、9月10日は午前9時から議案質疑を行いますので、よろしくお願い
します。以上であります。

本日はこれで散会します。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前10時54分散会
